

○内閣府令第六号
農林水産省

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、漁業信用基金協会の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに計算に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年三月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

農林水産大臣 金子原二郎

漁業信用基金協会の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに計算に関する命令の一部を改正する命令

内閣府令第二号）の一部を次のように改正する。
農林水産省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規

定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

<附則第2項に基づく本年度保証責任準備金繰入・戻入(△)額算定表>
(金額単位：円)

区分	(略)	内訳		(略)
		近代化資金	沿岸漁業改善資金	
(略)	(略)			

(記載上の注意)

(略)

8 特別準備金内訳

(金額単位：円)

区分	(略)	資金別内訳		(略)
		近代化資金	沿岸漁業改善資金	
(略)	(略)			
本年度減少額	償却費用			
	求償権回収費用			
	計			
(略)	(略)			

(記載上の注意)

1～4 (略)

9 引当金の明細並びにその計上の理由及び額の算定方法

(1) 求償権償却引当金内訳

(金額単位：円, 比率：%)

区分	本年度 未償権 残高 (A)	本年度 未保険 金受領 額等 (B)	本年度未 漁業信用 基金協会 負担求償 権残高 (C)=(A- B)	前年度 未償権 償却引 当金 (D)	本年 度増加 額 (E)	減少額		繰入・戻 入(△)額 (G)=(E-F)	本年度未 償権償却引 当金 (H)=(D+G)	本年度未 引当率 (I)=(H/ C)×100
						目的使用 (F)	その他			
近代化資金										
沿岸漁業改										

<附則第2項に基づく本年度保証責任準備金繰入・戻入(△)額算定表>
(金額単位：円)

区分	(略)	内訳		(略)
		近代化資金	(新設)	
(略)	(略)			

(記載上の注意)

(略)

8 特別準備金内訳

(金額単位：円)

区分	(略)	資金別内訳		(略)
		近代化資金	(新設)	
(略)	(略)			
本年度減少額	償却費用			
	求償権回収費用			
	計			
(略)	(略)			

(記載上の注意)

1～4 (略)

9 引当金の明細並びにその計上の理由及び額の算定方法

(1) 求償権償却引当金内訳

(金額単位：円)

区分	本年度 未償権 残高 (A)	本年度 未保険 金受領 額等 (B)	本年度未 漁業信用 基金協会 負担求償 権残高 (C)=(A- B)	前年度 未償権 償却引 当金 (D)	本年 度増加 額 (E)	減少額		繰入・戻 入(△)額 (G)=(E-F)	本年度未 償権償却引 当金 (H)=(D+G)	本年度未 引当率 (I)=(H/ C)×100
						目的使用 (F)	その他			
近代化資金										

共通費用配賦率	保証平均残高割	近代化資金	%
		沿岸漁業改善資金	%
	(略)		
	近代化資金	%	
保証件数割	沿岸漁業改善資金	%	
	(略)		
共通費用配賦率			
共通費用配賦率	保証平均残高割	近代化資金	%
		(新設)	(新設)
	(略)		
	近代化資金	%	
保証件数割	(新設)	(新設)	
	(略)		

附 則

この命令は、令和四年四月一日から施行する。